

春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における育児の相互援助を図るために実施する春日井市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育てに関する相互援助のあっせん及び調整
- (2) 子育てに関する講習会、交流会等の実施
- (3) 地域における育児の相互援助の普及促進
- (4) その他市長が適当と認めること。

(事務局等)

第3条 事業を円滑に実施するために、春日井市子育て子育て総合支援館に事業の事務所を置く。

- 2 事業の事務所にアドバイザーを置く。
- 3 アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 相互援助の相談に関すること。
 - (2) 事業の円滑な運営に関すること。

(会員)

第4条 事業を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める会員の登録を行わなければならない。

- (1) 育児の援助を行おうとする者 援助会員
 - (2) 育児の援助を受けようとする者 依頼会員
- 2 援助会員の登録をすることができる者は、市内に住所を有するもので、20歳以上で健康な者とする。
 - 3 依頼会員の登録をすることができる者は、市内に在住、通勤又は通学するもので、

生後6か月から小学校までの保護者である者とする。

(登録)

第5条 援助会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の登録をしようとする者は、春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、相互援助活動に関する講習会を受講しなければならない。

2 市長は、前項の講習会を受講した者のうち適当と認めるものについて、援助会員又は依頼会員として登録し、当該者に対し、春日井市ファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

3 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、年度の途中に入会した者に係る有効期間は、会員証の交付の日から4年を経過した日以後の最初に到来する3月31日までとする。

(更新)

第6条 前条の規定による会員の登録は、毎年度、継続の意思の確認を行い、更新することとする。

2 前項の申請は、春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録更新申請書（第3号様式）によるものとする。

(登録の取消し)

第7条 会員の登録の取消しをしようとする者は、春日井市ファミリー・サポート・センター登録取消届（第4号様式）を市長に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

(相互援助活動の対象となる児童)

第8条 相互援助活動の対象となる児童は、生後6か月から小学校6年生以下とする。

(相互援助活動)

第9条 第2条第1号の相互援助（以下「相互援助」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校、子どもの家等（以下「保育園等」という。）への送迎
- (2) 保育園等の始業時間前又は終業時間後の一時的な託児

- (3) 緊急時における終日託児
- (4) その他市長が必要と認める援助
(相互援助の利用)

第10条 相互援助を利用しようとする依頼会員は、市長に対し、援助の依頼を行うものとする。

- 2 市長は、前項の依頼を受けたときは、援助依頼受付簿（第5号様式）に記載し、当該依頼会員の依頼に適した援助会員を紹介するものとする。
- 3 前項の紹介を受けた依頼会員及び援助会員は、事前に協議を行い、その相互援助の内容を決定するものとする。
- 4 援助会員は、前条第2号及び第3号の援助を実施するときは、当該援助会員が現に居住する住居において実施しなければならない。
- 5 援助会員は、前条第2号及び第3号の援助を実施するときは、宿泊を伴う援助を実施してはならない。
- 6 依頼会員は、相互援助を利用するときは、その利用について援助会員に対し、報酬を支払わなければならない。
- 7 相互援助を実施した援助会員は、援助活動記録簿（第6号様式。以下「記録簿」という。）にその実施内容を記録し、当該援助の依頼会員の確認を受けなければならない。
- 8 援助会員は、1月分の記録簿をとりまとめ、翌月5日までに市長に提出しなければならない。

(報酬の基準)

第11条 相互援助において、依頼会員が援助会員に対して支払う報酬の基準は、相互援助活動に係る児童1人につき、次の表のとおりとする。

区 分	金 額	
	1 時間まで	1 時間を超える時間につき30分までごとに
(1) 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前7時から午後7時まで	700円	350円
(2) 月曜日から金曜日まで(休日を除く。)の午前7時以前及び午後7時以降、土曜日、日曜日及び休日	800円	400円

- 2 前項の規定にかかわらず、同一世帯の複数の児童について同時に相互援助活動を行う場合における第2子以降の児童に係る報酬の額は、前項の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額とする。

(遵守事項等)

第12条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互援助により知り得た他の会員の個人情報等を漏えいしないこと。
 - (2) 相互援助中に事故が発生した時は、速やかに市長に連絡すること。
 - (3) 相互援助中に生じた事故について、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決を図ること。
- 2 会員は、財団法人女性労働協会を保険者とするファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定により会員の登録をした者は、改正後の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第5条第2項の規定による会員の登録を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式(第5条関係)その1

春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

氏名

会員種類	依 頼 会 員					写 真
ふりがな 会員氏名				生 年 月 日		
				S H R	. .	
住 所	〒 ー			職 業	1. 無職 2. フルタイム 3. パートタイム 4. 自営業	
	Tel() 携帯					
同居家族	配偶者 有・無	勤 務 先	本人勤務先名		配偶者氏名	
	子ども 人				勤務先名	
	その他		Tel()		Tel()	
援助の必要な子どもの状況	子どもの名前		生年月日	年齢	性別	保育園・幼稚園・学校名

かかりつけの病院						
備考	()					

※以下はセンターが記入します。

更新状況	入会日	令和 年 月 日	有効期限	令和 年 月 日
	更新日	令和 年 月 日	会員 No.	

第1号様式(第5条関係)その2

春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

氏名

会員種類	援 助 会 員			写 真
ふりがな 会員氏名		生 年 月 日		
住 所	〒 ー			
電話番号	Tel	携 帯		
緊急連絡先	Tel			
援助できる 日に○をして 下さい。	曜日	日 月 火 水 木 金 土 (1週 日)	車での送迎	可・不可
	時間	: ~ :	(1日 時間)	
備考	(免許資格)			
	()			

※以下はセンターが記入します。

更 新 状 況	入会日	令和 年 月 日	有効期限	令和 年 月 日
	更新日	令和 年 月 日	会員 No.	

第3号様式(第6条関係)その1

春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録更新申請書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

氏名

会員種類	依 頼 会 員					写 真
ふりがな 会員氏名				生 年 月 日		
住 所	〒 ー Tel() 携帯			職 業	1. 無職 2. フルタイム 3. パートタイム 4. 自営業	
同居家族	配偶者 有・無	勤 務 先	本人勤務先名	配偶者氏名		
	子ども 人			勤務先名		
	その他		Tel()	Tel()		
援助の必要な子どもの状況	子どもの名前	生年月日	年齢	性別	保育園・幼稚園・学校名	

備考	()					

※以下はセンターが記入します。

更新状況	入会日	令和 年 月 日	有効期限	令和 年 月 日
	更新日	令和 年 月 日	会員 No.	

第3号様式(第6条関係)その2

春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録更新申請書

令和 年 月 日

(あて先) 春日井市長

氏名

会員種類	援 助 会 員			写 真
ふりがな 会員氏名		生 年 月 日		
住 所	〒 -			
電話番号	Tel	携 帯		
緊急連絡先	Tel			
援助できる 日に○をし て下さい。	曜日	日 月 火 水 木 金 土 (1週 日)	車での送迎	可・不可
	時間	: ~ :	(1日 時間)	
備考	(免許資格)			()

※以下はセンターが記入します。

更 新 状 況	入会日	令和 年 月 日	有効期限	令和 年 月 日
	更新日	令和 年 月 日	会員 No.	

第4号様式(第7条関係)

春日井市ファミリー・サポート・センター登録取消届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

下記のとおり登録を取消したいので届け出ます。

1 氏 名 _____

2 住 所 _____

3 会 員 番 号 _____

4 取 消 日 年 月 日

5 理 由 _____

援助活動記録簿（送迎のみ）

(依頼会員用)

1 援助実施期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2 依頼会員 会員番号 氏名

3 子どもの名前 (男・女 歳 カ月)

4 援助の内容

月 / 日 (曜)	援助時間	子どもの様子	報酬・その他実費等
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円

※ 上記について確認し、報酬等を領収しました。

報酬額合計 円

年 月 日

上記のとおり報告します。また、上記の報酬等を領収しました。

会員番号 氏名 (援助会員)

上記について確認しました。

会員番号 氏名 (依頼会員)

援助活動記録簿（送迎のみ）

（援助会員用）

1 援助実施期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

2 依頼会員 会員番号 氏名

3 子どもの名前 (男・女 歳 カ月)

4 援助の内容

月 / 日(曜)	援助時間	子どもの様子	報酬・その他実費等
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円
/ ()	: ~ :		円

※ 上記について確認し、報酬等を領収しました。

報酬額合計 円

年 月 日

上記のとおり報告します。また、上記の報酬等を領収しました。

会員番号 氏名 (援助会員)

上記について確認しました。

会員番号 氏名 (依頼会員)

